

第3回_再生資源供給サプライチェーンの強靱化に関する検討会

ヒアリング資料



2026年9月30日

一般社団法人電池サプライチェーン協議会（BASC）

設立年度

2021年4月

設立主旨

電池サプライチェーン（資源・部素材・設備・蓄電池・リサイクル）を持続可能なかたちで発展させることで、日本、そして世界の電池産業に貢献することを目指す

会員構成



電池メーカー、部素材メーカー、
資源商社、リサイクラー、
設備メーカー、BaaS関連 等

※ 国内に主要な拠点を持つ企業

会員数



253社

（2026年9月 現在）

目的



- 1.政策提言
- 2.国際ルールへの意見具申

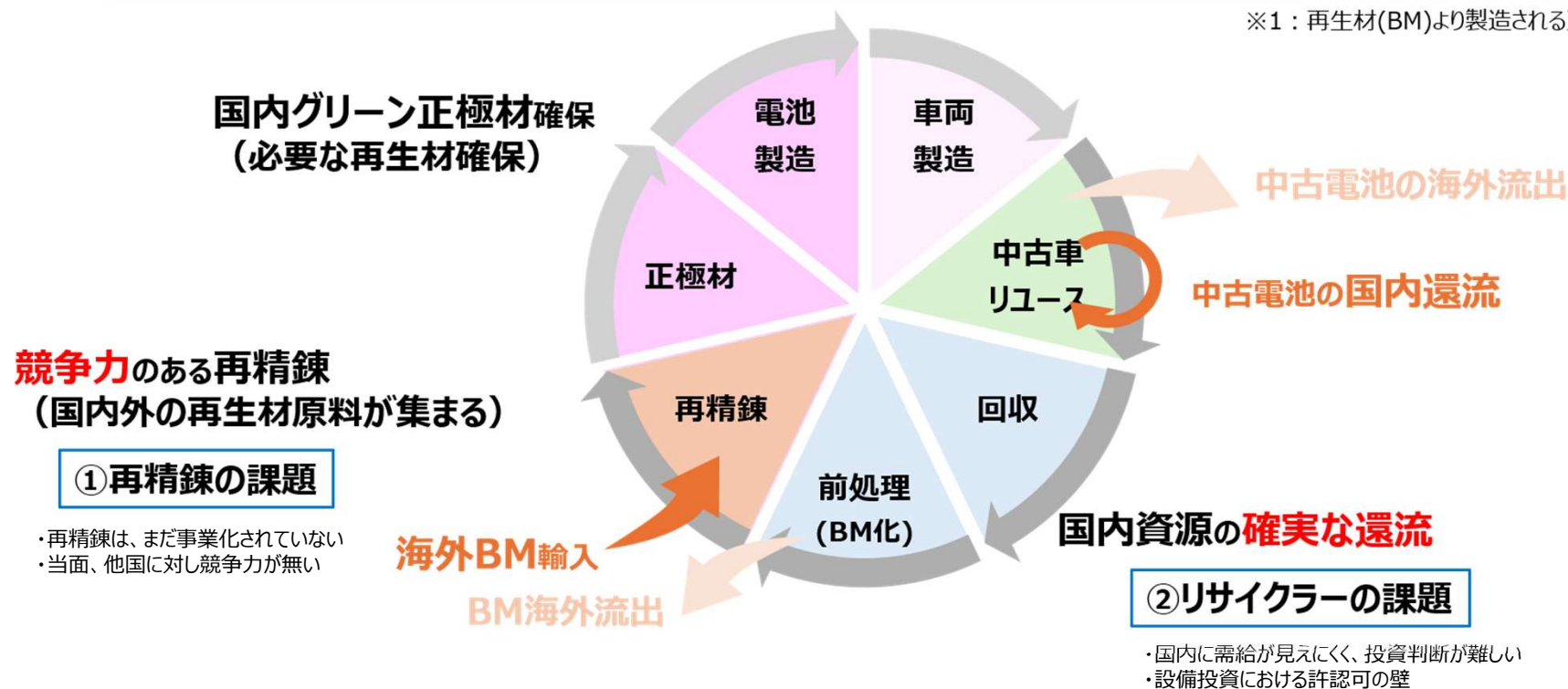
電池エコシステムの実現に向け目指す姿

強靱な国内サプライチェーンの構築（経済安保・地産地消）

国内資源の確実な循環と、同一経済圏内の資源が日本にて利活用されている状態

- 電池メーカー：「国内グリーン正極材(※1)」が確保されている状態
- 製精錬：競争力が確保され、必要量確保のための海外BMの輸入も促進されている状態
- リサイクラー：適正な事業者がモノが集まり、国内再精錬へBMを引渡しができる状態

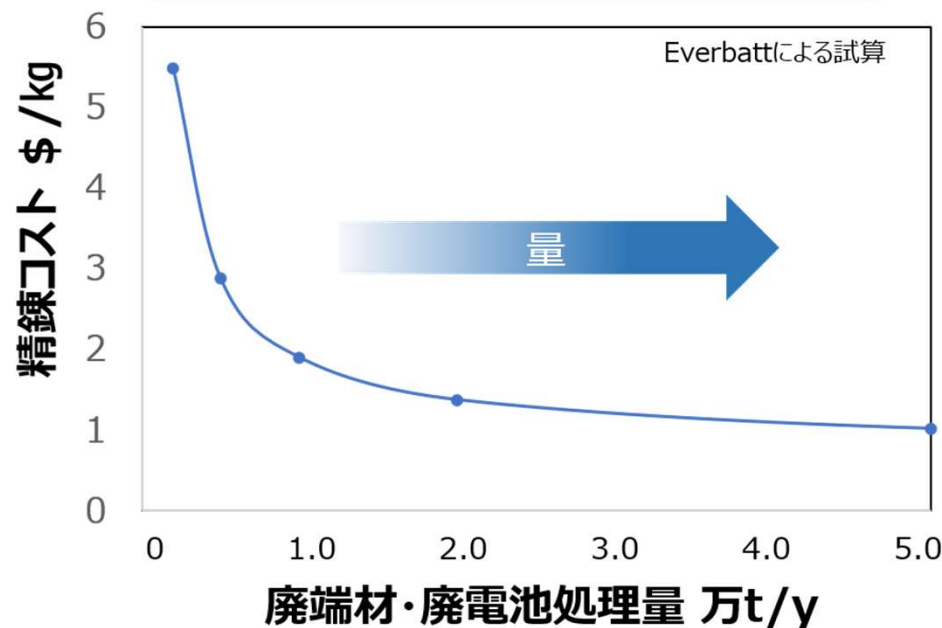
※1：再生材(BM)より製造される正極材



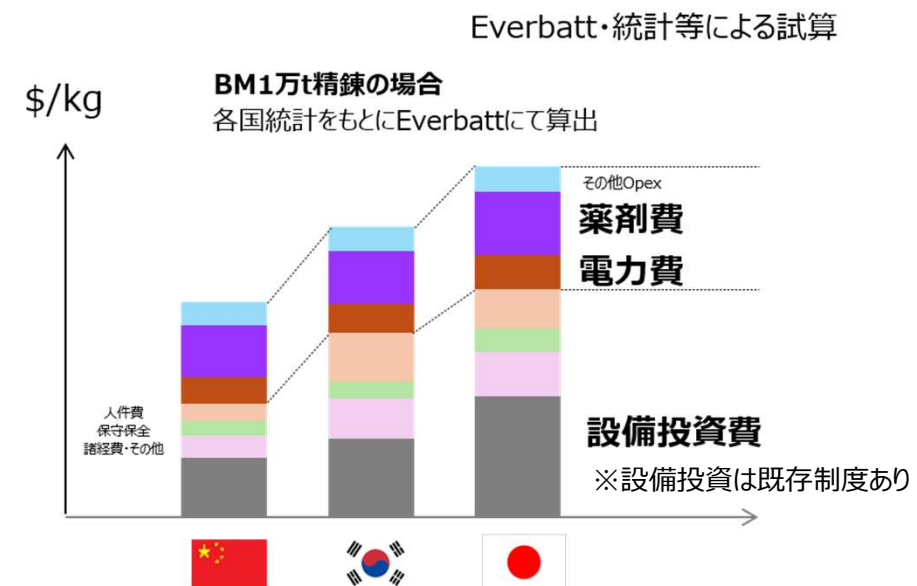
①再精錬の課題

- ・他国との競争力の差の要因は ①量、②設備投資費・電力費・薬剤費
- ・回収した資源を国内循環させるためには、国内再精錬の競争力確保が不可欠

競争力課題① 廃材量と精錬コスト



競争力課題② 再精錬加工費



各国の廃材
・廃電池量



②リサイクラーの課題（ヒアリング事項1）

再資源化等拠点構築・ネットワーク形成等に係る投資ニーズと投資決定に係る課題、必要な資金調達に係る課題

リサイクラーの多くは既存敷地内に余剰スペースが乏しく、大規模な設備設置には事業用地を新たに取得するための投資も発生。
国内の電池廃材量発生量（足下）は決して多くなく、動脈企業の投資時期見直しや廃車由来の廃電池発生時期も後ろ倒し。

また、電池メーカーや自動車OEMからからは、「極板端材上の活物質を剥離回収し返却して欲しい、電池をBMに加工し返却して欲しい」という声も増えている。

リサイクラーの収益源泉は「BMを含む回収金属資源の売却益」であり、加工返却での取引の場合においては相応の加工賃を頂けないと収益低下に繋がり投資回収が難しくなる。

長期視点での投資ニーズはあるものの、事業採算性における懸念が払拭できず投資判断が非常に難しいのが実情。

◆投資金額規模（～BM化） ※処理能力：5,000t／年想定

- ・土地：数億～数十億円 ※15,000㎡以上
- ・建屋：数億～数十億円 ※危険物倉庫含む
- ・設備：数億～数十億円
 - ※BM化設備：熱処理＋破碎選別
 - ※BP回収設備：剥離選別

◆投資決定に係る課題

- ・事業採算性の担保
- ・適切な事業用地の確保
- ・産廃許認可取得の目途付け
- ・原料およびオフテイク確保
- ・投資決定～事業開始までに要す期間
- ・人財捻出（確保）

◆資金調達に係る課題

- ・事業計画におけるF/S精度
- ・追加投資の発生（市況変化に伴う工事費の増加、等）

②リサイクラーの課題（ヒアリング事項2）

事業者の規模・事業内容、再生資源市場の立ち上がり状況を踏まえ、必要と考えられる経済的支援策

電池は汎用炉である「ストーカ付キルン炉」での処理に向かず、BM回収を企図すると他廃棄物との混焼も好適ではない。そのため、「固定炉」での処理が一般的だが、当該炉は熱コントロールの問題から大型化が困難。

※1バッチで処理できる量に制約（炉を並列で解決するが投資額↑）

※環境対策投資コストは一定かかる（削減できない）

※非焙焼処理ライン導入における課題

- 電池処理に特化したプロセスであり汎用性がない
- 処理対象物の絶対量がないと投資対効果を得られない
- 使用済製品の場合、セルまで分解する必要性（コスト／安全性）

再生原料が相応価格で売買できなければリサイクラーは事業継続できず、投資回収／新たな投資資金創出ができない。

一方で、事業継続のため再生原料を購買力の高い海外へ売却してしまうのは強靱化（国力強化）に逆行。

◆経済的支援策

- ・ 事業用地の確保（工業地域／工業専用地域）
- ・ 事業用地賃借優遇制度
- ・ 投資促進補助事業における補助比率の引き上げ
- ・ 既存制度における融資制度の見直し
 - ※(公財)産廃振興財団の債務保証上限値（500M）
 - ※GX関連環境・エネルギー対策資金の限度額（72M）
 - ※環境・エネルギー対策資金における特別利率の見直し
- ・ 既存制度の啓発

◆融資判断支援策

- ・ 強靱化寄与度の定量化（判断基準への包含）

②リサイクラーの課題（ヒアリング事項3）

経済的支援策以外で、再生資源供給サプライチェーンの強靱化に当たっての課題や再資源化等拠点構築・ネットワーク形成等が目指す姿を実現するためにはどのような仕組みが必要か？

多様な正極材種および電池搭載製品が流通しており、工程廃材(PIR)だけでなく市中廃棄品(PCR)の取扱いや金属相場変動も考慮すると、事業活動を行っていくうえでは廃掃法上の中間処分業許可（施設設置許可）の取得は必要措置。

海外と異なり熱処理による電解液の無害化が一般的な日本において、「焼却」での許可取得はハードルが極めて高く、また、手続きにも相当の時間を要することが拠点整備の阻害要因の1つとなっている。

リサイクラーの事業規模は決して大きくないため、処理プロセスの技術開発を行うための人財（人数、要件）は十分ではない。

※海外にて主流の「非焙焼」を検討するだけの経営資源配分が難

◆許認可取得要件／取得に要す期間の見直し

- ・資源循環処理施設を対象より除外する特例
※建築基準法51条（51条但書許可取得までの期間）※9頁参照
※廃棄物処理法15条（国内資源循環を前提とした要件緩和）

◆電池資源(重要鉱物資源)の国内リサイクルの推進

- ・国内リサイクルを取り組む事業者への補助金に限らない支援
※ただし、出口先である国内製精錬に一定の競争力があることが前提

◆リサイクル設備補助金事業要件の見直し

- ・エネルギー起源CO2削減を前提とした要件の見直し
- ・申請必要書類等の見直し（実情を考慮頂き利活用し易いよう見直し）

◆海外からの再生資源調達支援

- ・友好国連携の強化
- ・輸入手続きの簡素化等の支援
- ・再生利用及び再生利用目的輸入認定事業者に対する厚遇

◆技術開発における人的支援制度

【参考】建築基準法51条

廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又は、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他
政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、
都市計画においてその敷地の位置が決定している
ものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経て**その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。**

